

# 6月21日(日)発売開始!

10%  
お得!!

商品券がなくなり次第終了となります。



1,000円で  
1,100円分使える!

1,100円分の商品券を  
1,000円で販売。  
1枚当たり100円お得です。

総額 **5億5千万円分**発行

1人**30枚**まで購入できます。

## 利用期間

7月1日(水)～9月30日(水)

**利用場所:** 大通地区の6商店街を含む、市内20以上の商店街など。  
**販売場所:** 参加商店街の販売所、商工会議所(中央区北1西2)など。  
詳細は実行委員会にお問い合わせいただくか、店頭ポスター、商工会議所ホームページ [www.sapporo-cci.or.jp](http://www.sapporo-cci.or.jp) などでご確認ください。



市内の商店街などで利用できる、プレミアム(割り増し金)付き商品券を、六月二十一日(日)から販売します。

現在、世界的な経済状況の悪化を受け、本市の地域経済も冷え込んだ状況が続いています。そこで、地元での消費

を拡大する取り組みとして、商工会議所や地域の商店街などが中心となって、地域限定の商品券を販売します。

とてもお得な商品券ですので、ぜひご利用ください。

【詳細】実行委員会 ☎(231)1375

1,100円分の商品券を1,000円で販売します

NEWS 02  
さっぽろプレミアム付き  
「元気わくわく商品券」を販売



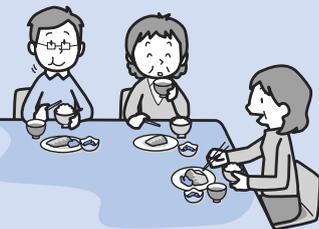
この  
ステッカー  
が参加店の  
目印!

## 今回の制度改正の概要

**1 利用者負担の軽減措置を継続**  
今年3月までとなっていた利用者負担軽減措置の期限が、平成24年3月まで延長されました。

**2 上記軽減措置の適用における資産要件を廃止**  
利用者負担軽減措置を受けられる要件として設けられていた、「所有する現金、預貯金などの資産が1,000万円(単身の場合500万円)以下」という要件が廃止されます。

**3 心身障害者扶養共済給付金を収入認定から除外**  
入所施設(20歳以上)、グループホーム、ケアホームの利用者で、市民税非課税世帯の方について、利用者負担の減免を実施する際の収入認定から、「心身障害者扶養共済給付金」が除外されます。



❗ 新たに軽減の対象となる方には受給者証を送付しますので、手続きは必要ありません。

障害福祉サービスの利用者負担の軽減措置について、七月から対象者が拡大されます。利用者負担の軽減措置については、当初、今年の三月を期限に行われていましたが、平成二十四年三月まで延長されました。さらに七月からは、

軽減措置を受けるために必要であった資産要件が廃止され、収入として認定されていた心身障害者扶養共済給付金が、収入から除外されます。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

軽減措置の期間も延長

NEWS 03  
障害福祉サービスの利用者負担の  
軽減対象者が拡大されます